

アツマで
ユキのナミにノる

雪上サーフィンのイメージ

Winter Tour

in ATSUMA

北海道の木で雪板づくり！
SNOW SURFING クラフト&アクティビティツアー

ご旅行期間

1/26 >> 29

参加者
募集

旅行代金

無料

※観光庁補助金により全額助成
※最寄駅までの交通費は別途ご負担いただきます。



雪板イメージ

事業
企画

ATSUMANOKI96

旅行
企画
実施

東武トップツアーズ株式会社
札幌支店

申
込
み
方
法

右記QRコードから
Googleフォームにて
お申し込みください。

1/12(金)締切



観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者：高橋 知也
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目3 (パークイースト札幌7階) TEL:050-9001-6580 FAX:011-222-4357
営業日・営業時間/月～金 9:30～17:30 (休業日：土 日・祝祭日) 担当者：鈴木美咲

東23-340



旅行業公正取引
協議会 会員



厚真町で、木とふれあい、冬も雪の波に乗る。

サーフィンで有名な厚真町は、実は林業もさかんなまち。

厳しい雪の中での伐採、馬が木材をはこぶ馬搬など、ユニークで伝統的な林業が営まれています。

そんな厚真町で、林業を学びながら木とふれあい、マイ雪板をつくり、雪で遊ぶ。夏だけではない、海だけではない、冬の厚真町の楽しみをお届けします。



一般社団法人ATSUMANOKI96

今までの林業になかった価値をつくり、次の世代に豊かな森を、地域そのものをつないでいくことを目的に、厚真町の木に関わる人、木が好きなが人が集まり活動しています。

ご旅行期間

1/26 >> 29 (3泊4日)

内容・時間等は変更になる可能性があります。
ツアー中の移動はスタッフ運転のレンタカーで行います。

厚真町のエキサイティングな冬の林業をのぞき見！

DAY1

26 (金)

12:00 新千歳空港集合・移動
13:00 オリエンテーション後、林業現場見学 (厚真町内山林)
15:00 製材工場見学 (木の種社)
17:00 宿へ移動
18:00 懇親会

お食事
朝:- 昼:× 夜:○
(夜は厚真町内飲食店で懇親会)

宿泊場所: 民泊とけ邸
部屋タイプ: 男女各1部屋

DAY2

27 (土)

世界にひとつだけのマイ雪板づくり！

8:00 宿出発・厚真町総合福祉センターへ移動
8:30 雪板づくりワークショップ開始(厚真町総合福祉センター)
(ランチはお弁当を提供)
17:00 ワークショップ終了後・宿へ移動

お食事
朝:○ 昼:○ 夜:×

宿泊場所: 民泊とけ邸
部屋タイプ: 男女各1部屋

DAY3

28 (日)

厚真町の木を壁板に！リノベーション体験

9:00 民泊リノベーション体験開始(民泊とけ邸)
(ランチは民泊施設内でBBQ)
17:00 リノベーション体験終了・宿へ移動

お食事
朝:○ 昼:○ 夜:×

(夜は宿にレストランあり。)
宿泊場所: こぶしの湯
部屋タイプ: 1人1部屋

DAY4

29 (月)

マイ雪板で雪上サーフィン&馬ソリ体験

8:00 宿出発・移動 ※次の行程の場所により出発時間は変動する可能性あり
9:00 雪上サーフィン&馬ソリ体験 (厚真町内を予定)
※積雪状況により場所は夕張市内へ変更の可能性あり
11:00 体験終了後、移動。厚真町内でランチ (各自払い)
ランチ終了後、新千歳空港へ移動。14:00頃解散。

お食事
朝:○ 昼:× 夜:-



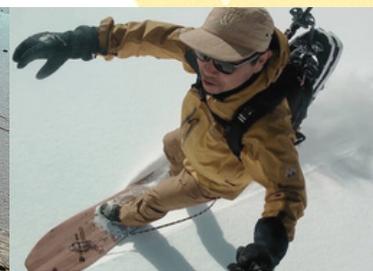
馬搬



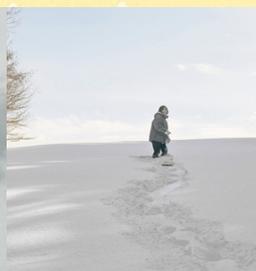
冬の伐採



雪板づくりの様子



雪上サーフィンの様子



雪あそびの様子

※写真はすべてイメージです

旅行概要

ご旅行方面: 厚真町

ご旅行期間: 2024年1月26日~29日 (3泊4日)

ご集合・解散場所: 新千歳空港 (初日12時集合 最終日14時頃解散)

ご旅行代金: 無料(観光庁補助事業による全額助成)

※集合場所まで・解散場所からの交通費は各自負担

募集人員: 5名 (最少催行人数4名)

宿泊場所: 【1・2日目】民泊とけ邸 (部屋タイプ: 男女別各1部屋)

【3日目】こぶしの湯 (部屋タイプ: 1人1部屋)

食事条件: 朝食3回、昼食2回、夕食1回

募集条件: 未成年は保護者同伴

添乗員の有無: 添乗員は同行いたしません、現地スタッフがご案内いたします。

留意点: アメニティ (タオル・歯ブラシ)、汚れても良い動きやすい服装(作業着等)、スキーウェア等雪遊びができる服装をご準備ください。

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

の旅行は東武トップツアーズ株式会社札幌支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

、お申込み方法・条件と旅行契約の成立
) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。

) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込みは指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は部として取り扱います。

) お申込みの時点で旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 18才未満の方は親権者の同意書が必要です。才未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。(5) がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手記内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

お申込金：0円

、旅行代金のお支払い
 旅行代金は、当社指定の期日までにお支払いください。旅行代金に含まれるもの
 行日程に明示された以下のものが含まれます。

) 宿泊料金及びバスタブ・サービス料金 (2) (記載上の) 食事料金及び飲料料 (3) 消費税等諸税・サービス料金、等
 上期諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくてもお支払いいたしません。

、旅行代金に含まれないもの
 3項に記載したものを以外は旅行代金に含まれません。の一部を例示します。

) 超過手荷物料金 (2) クリーニング代、電話料、ホテル従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸用 (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費や現地での移動に関わるレンタカー代、等

) アクティビティ等のオプションツアーの代金等

、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿費、交通費等はお客様の負担となります。(2) お申込み頂いた旅の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際ご参加頂くお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

、旅行契約の解除

) お客様は、右記の取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をおし出頂いた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様と旅行契約を解除することがあります。

) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合、右記取消料の対象となります。

) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさ

かのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあたっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

7、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なって頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更が必要となる事由が生じた場合における代替サービスの手記及び必要なる手続は、お客様ご自身で行って頂きます。

8、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手記代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き当社は責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑩にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
 (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
 ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦乱、暴動、工、官公署の命令、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 キ、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
 ②契約書面、確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外来の事故によりその身体又は荷物が被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

11、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、

お客様から損害の賠償を申し受けず。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その履行契約の内容について理解を努めなければなりません。(旅行開始前に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なることを認識した場合、旅行中に事故など発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

12、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内・ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊・保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手記代行業者、当社募集型企画旅行販売委託会社またはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便の年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報と、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺いしてありまこの個人情報、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に付させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意をものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お問い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様同意いただくものとします。

(5) 個人情報利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取引先へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社のコンプライアンス室長となります。

13、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、交替に際して発生した事についてはお客様にお支払い頂きます。

14、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2) お客様が暴行団、暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明したときは、当社はお申込をお断り、あるいは旅行契約を解除することがあります。(3) 当はおお客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することとなりますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。(4) この旅行条件・旅行代金は2023年12月15日現在を基としております。

●お申込み・お問合わせは
 【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社
 札幌支店

〒060-0051
 札幌市中央区南1条東1丁目3パークイースト札幌階
 電話番号 050-9001-8580 F A X 番号 011-222-4357
 営業日 平日9:30～17:30 土・日・祝 休業
 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
 総合旅行業務取扱管理者：高橋 知也

(2022.04版)

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。